

平成24年第1回蓬田村議会定例会会議録（第3号）

---

開 会 平成24年3月 1日

閉 会 平成24年3月 9日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第3日（3月9日）

---

出席議員 8名

1番	久 慈 修 一 君	2番	藤 田 修 一 君
3番	森 弘 美 君	4番	坂 本 豊 君
5番	久 慈 省 悟 君	6番	青 木 倉 元 君
7番	山 舘 清 剛 君	8番	木 村 修 君

---

欠席議員 なし

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	古 川 正 隆 君
教 育 長	八 戸 良 幸 君
会 計 管 理 者	木 村 春 美 君
総 務 課 長	八 戸 純 一 君
税 務 課 長	芳 賀 作 君
住 民 課 長	越 田 茂 弘 君
健 康 福 祉 課 長	濱 田 亮 君
教 育 課 長	坂 本 勝 教 君
産 業 振 興 課 長	坂 本 亮 君
建 設 課 長	柿 崎 真 人 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	坂 本 勲 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君

---

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事務局長 川崎清春 君  
議会事務局主幹 中川孝治 君

---

会議で定められた会議録署名議員の氏名

6番 青木倉元 君  
7番 山舘清剛 君

---

議事日程（第3号）

- 第 1 議案第 3号 蓬田村漁港管理条例の制定について
- 第 2 議案第 4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 3 議案第 5号 蓬田村税条例の一部を改正する条例案
- 第 4 議案第 6号 蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案
- 第 5 議案第 7号 蓬田村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案
- 第 6 議案第 22号 蓬田村村営住宅条例の一部を改正する条例案
- 第 7 議案第 23号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村事務組合規約の変更について
- 第 8 議案第 24号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び青森県市町村職員手当組合規約の変更について
- 第 9 議案第 8号 平成23年度蓬田村一般会計補正予算（第9号）案
- 第10 議案第 9号 平成23年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）案
- 第11 議案第10号 平成23年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案
- 第12 議案第11号 平成23年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）案
- 第13 議案第12号 平成23年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第4号）案
- 第14 議案第13号 平成23年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）案
- 第15 議案第14号 平成24年度蓬田村一般会計予算案
- 第16 議案第15号 平成24年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案

- 第 1 7 議案第 1 6 号 平成 2 4 年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案
- 第 1 8 議案第 1 7 号 平成 2 4 年度蓬田村老人保健特別会計予算案
- 第 1 9 議案第 1 8 号 平成 2 4 年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案
- 第 2 0 議案第 1 9 号 平成 2 4 年度蓬田村介護保険特別会計予算案
- 第 2 1 議案第 2 0 号 平成 2 4 年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案
- 第 2 2 議案第 2 1 号 平成 2 4 年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案
- 第 2 3 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件

午前9時40分 開会

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

---

日程第1 議案第3号 蓬田村漁港管理条例の制定について

○議長（木村 修君） 日程第1、議案第3号蓬田村漁港管理条例の制定についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 亮君） 議案第3号蓬田村漁港管理条例の制定について。

蓬田村漁港管理条例を次のように定めます。

提案理由といたしまして、平成24年4月1日から瀬辺地漁港の漁港管理者が青森県から蓬田村へ移管となることに伴い、主要な事項を定めるため提案するものであります。

中身としては、第1条から第18条までです。

附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行する。以上であります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。1番久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 漁港の管理を蓬田村が受けるということでございますけれども、現在瀬辺地漁港を利用している方からのお話ですと、漁港の南側の堤防があるんですが、その南側の方に防波堤があります。その防波堤の、100メートルもないのかな、50メートルくらいの防波堤が三つ、四つ並んでいるんですけども、その2番目の防波堤の真ん中が崩れているというか、沈下しているんですよ。その場合もやはり、私が見るには漁港区域内に入っているのではないのかなと思うんですが、漁業者の方からあのまま受けてもいいものかというような話が出てきております。

まず、その防波堤が漁港区域に入るものなのか。管理を受けてしまうとその修復というか、そういったことが村で行わなければいけないのか、その辺もしわかっていたらお答え願いたいと思います。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 亮君） お答えします。

4月1日から村が管理者になるわけでございますけれども、議員おっしゃるとおり、施設の区域とその前後の管理区域がございます。まだ、最終的には来週早々関係機関と

最終調整をいたしまして構造物を受けることにしておりますけれども、この防波堤についても確認いたしまして、県で改めてやるのか、その後のことであれば、村がやることになるのか、その辺はつきり確認していきたいと思います。以上です。（「わかりました」の声あり）

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2 議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第2、議案第4号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 議案第4号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

今回の職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員の休業等に関する法律が一部改正されましたので、それに伴って条例の整備をするものでございます。

2枚目をお開きください。

3行目、第2条に、次の一号を加える。

この第2条は、育児休業をすることができない職員についての規定でございまして、それをさらに非常勤職員の中でも育児休業を取ることができる職員とできない職員につ

いて明確にする規定でございます。

それからあと、3枚目、4枚目以降は今回の地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い条例の規定の整備をするものでございます。

なお、この条例一部改正につきましては、平成24年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第5号 蓬田村税条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第3、議案第5号蓬田村税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（芳賀 作君） 議案第5号蓬田村税条例の一部を改正する条例案。

蓬田村税条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由として、地方税法の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものであります。

改正内容としては、第95条と附則第16条については、たばこ税の税率を上げたものです。

附則第22条では、雑損控除額等の特例についての改正であります。

第25条では、個人村民税の均等割の税率を上げるものであります。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) 討論ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第6号 蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案

○議長(木村 修君) 日程第4、議案第6号蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長(越田茂弘君) 蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

提案理由としまして、介護保険料率の改定に伴い、提案するものであります。

お聞き下さい。

蓬田村介護保険事業計画が平成23年度で一旦第4期を終了し、平成24年度から3年間を目標に第5期計画に入ります。そのために、第3条の保険料率が第1号から第6号のとおり改正になるものです。

附則、この条例は、平成24年4月1日から施行します。以上です。

○議長(木村 修君) これより質疑を行います。4番坂本 豊君。

○4番(坂本 豊君) 介護保険の来年度からの料金のことで、去る2月21日に説明を受けました。たしか5,000幾らということでありましたけれども、後で、なぜこれほど料金が値上げするのかという疑問があったわけですが、実は3月7日の共産党で発行している赤旗新聞にこういうふうに書かれておりました。介護職員の賃金を月1万5,000円程度引き上げてきた処遇改善交付金、これを4月から廃止すると。これを介護報酬の増額で手当をすれば保険料アップにはね返るというふうに共産党の笠井国会議員が質問を

しております。そして、これによって国の支出は年間1,400億円減る。その分をこれを国だけが責任を大きく後退させて、国民と地方自治体に肩代わりをさせるんだという趣旨の質問をしておりましたけれども、これについては何か説明を受けていたのか。この前の説明ではそういう話はもちろんなかったわけですので、聞いておりますか。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（越田茂弘君） 詳しい内容は聞いておりません。

○議長（木村 修君） 4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） ことしの4月からはそういうふうに関護職員の賃金手当を今まで補充していたのを国がやめるとなれば、当然料金ははね返るわけですよ。1,400億円を国、そして利用者が負担するということになります。このことはまだ聞いていないということですが、私もこの間きいたばかりだったので、なぜこれほど値上げするのかという理由がここでわかったわけです。答弁は要りません。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○議長（木村 修君） 起立多数です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第7号 蓬田村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第5、議案第7号蓬田村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 議案第7号蓬田村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案。



道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料の額を改定するため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

別表ですけれども、占用物第一種電柱1本につき1年460円、以下5ページまで占用料を明記してございます。ご参照願います。

なお、現行ではこの460円が530円です。大体これぐらいのところで改定されてございます。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第22号 蓬田村村営住宅条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第6、議案第22号蓬田村村営住宅条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 議案第22号蓬田村村営住宅条例の一部を改正する条例案。

これは、公営住宅法の一部改正に伴い、入居者資格及び入居者資格に係る収入金額を定めるため提案するものでございます。

主な点につきましては、次のページをお開き願います。

入居者資格第4条の第1号のイからホまでと、第2号、次のページをお開き願います。

第3号で入居者資格を定め、また第2項で、下の方ですけれども、21万4,000円、第3項で15万8,000円と入居者資格に係る収入金額を定めたものでございます。

なお、現行ですと、この21万4,000円、あるいは15万8,000円のところは、政令に指定する金額というふうになってございます。それが今回数字で明記されたものでございます。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第22号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第23号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体  
数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更  
について

○議長（木村 修君） 日程第7、議案第23号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 議案第23号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてご説明いたします。

今回の規約の改正は、公立金木病院組合が平成24年3月31日をもって解散することに伴い、組合から脱退することとなったため規約の一部を変更するものでございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) 討論ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第23号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第24号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共  
団体数の増減及び青森県市町村職員退職手当組合規  
約の変更について

○議長(木村 修君) 日程第8、議案第24号青森県市町村職員退職手当組合を組織する  
地方公共団体数の増減及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題と  
いたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(八戸純一君) 議案第24号青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公  
共団体数の増減及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてご説明いたしま  
す。

今回の規約の一部改正は、公立金木病院組合が平成24年3月31日をもって解散し、つ  
がる五西北広域連合が平成24年4月1日から加入することに伴い、規約の一部を変更す  
る必要があるもので、それでこの組合を構成する地方公共団体の議会の議決を得るため、  
今回提案されているものでございます。以上でございます。

○議長(木村 修君) これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) 討論ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第24号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

---

午前10時05分 再開

○議長(木村 修君) 休憩を取り消し、会議を再開します。

---

日程第9 議案第8号 平成23年度蓬田村一般会計補正予算(第9号)案

○議長(木村 修君) 日程第9、議案第8号平成23年度蓬田村一般会計補正予算(第9号)案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(八戸純一君) 議案第8号平成23年度蓬田村一般会計補正予算(第9号)案についてご説明いたします。

今回の補正額は、2億1,079万5,000円を追加補正するものでございます。

7ページをお開き下さい。

総務課関係の主なるものをご説明いたします。

歳入でございます。

9款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税の中で2億915万円今回を計上してございます。この普通交付税は、平成23年度の交付決定額が12億8,855万円となりました。したがって、既に計上済みのものを引いた残りの2億915万円を今回計上するものでございます。

次に、10ページをお開きください。

歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費の中の1目一般管理費、失礼しました。4目財産管理費の中の印刷製本費49万4,000円を計上してございます。これは、蓬田村管内地図、現在の地図がバイパスとか、そういうものが入っていないので現況に即した印刷をし直すということで縮尺2万5,000分の1、1,000分、それから縮尺5万分の1を2,000部印刷する

ための経費でございます。

それから、13目財政調整基金費として今回4,000万円を積み立てするものでございます。

それから次、14目公共用施設整備基金費の積立金として1億7,050万円を計上してございます。これは蓬田村公共用施設整備基金に積み立てするものでございまして、現在までも行ってきましたけれども、できるだけ公営住宅の建設費に起債を使わないで基金を積み立てしてやっていきたいということで今回もこの額を積み立てするものでございます。

次、17ページをお開きください。

9款消防費1目非常備消防費の中の11節需用費の消耗品5万円を計上してございます。これは、今月11日に行う避難訓練の際の腕章等の経費でございます。

それから、2目消防施設費の修繕料として13万円を計上してございます。これは蓬田地区の防火水槽を修繕するための経費でございます。

それから15節工事請負費の第5分団モーターサイレンの修繕費62万円は、第5分団のモーターサイレン一式を故障したため取りかえる経費でございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） 次に、健康福祉課長。

○健康福祉課長（濱田 亮君） 健康福祉課の主なるものを説明いたします。

12ページをお願いします。

3款1項5目社会福祉施設費20節扶助費、自立支援給付費110万円、これは障害者の施設入所者の医療費等に不足が見込まれたので計上したものでございます。

次に、その下の4款衛生費1項4目母子衛生費扶助費、乳幼児医療費110万円、これも乳幼児医療費についての不足が見込まれたので計上したものでございます。以上です。

○議長（木村 修君） 次に、農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（坂本 勲君） 農業委員会に関係する予算を説明させていただきます。

8ページをお開き願います。

14款2項3の1の農業費補助金、3段目になります。農地制度実施円滑化事業費補助金200万円の減額補正をしております。

歳出について説明させていただきます。

13ページをお開き願います。

6款1項1の中ほどの13委託料200万円の減額ですが、これは農家台帳と住民台帳並びに税の固定資産等の照合及び農地基本台帳の整備にかかわる事業でしたが、本年度において該当しなくなったため減額補正するものです。以上です。

○議長（木村 修君） 次に、産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 亮君） 産業振興課より主なものを説明します。

8ページをごらんください。

14款1項農林水産業費県補助金3水産業費補助金、減の17万1,000円、これは地域グリーンニューディール基金事業補助金が完納したので減額になっているものでございます。

その下の15款2項に、立木伐採売払収入については、分収造林間伐剤売払収入168万8,000円を新規で見込んでみます。

次に、歳出でありますけれども、14ページをごらんいただきます。

6款2項1目

（テープNo.1 A面からB面へ）

○産業振興課長（坂本 亮君） 19負担金補助及び交付金168万9,000円、分収造林間伐材等の交付金168万9,000円を計上しています。これは、50年以上を過ぎまして伐期を迎えた阿弥陀川地区の分収造林でありますけれども、営林署の方で伐期を迎えたということで伐採いたしました。その交付金が阿弥陀川分収林部分林組合の方に支払われるというものであります。

次に、15ページをお開きいただきます。

6款3項1水産業費、賃金、委託料、使用料及び賃借料、この三つについてはグリーンニューディール事業の海岸清掃の実績に伴い、減額になっているところでございます。

同じく、19負担金補助及び交付金、燃油運搬車等車庫新築事業補助金、漁協の方で今回事業を取りやめたいということで400万円減額してございます。

同じく、2漁協管理費19負担金補助及び交付金、マイナス150万円があります。これは県の方で蓬田漁港内の整備をする予定でございましたけれども、震災等の影響で県の方の需用費がなかなか固まらない、なかなか予算が入ってこないというふうなことで、23年度中に予定していました負担金については、23年度できないということで減額して

ございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） 次に、教育課長。

○教育課長（坂本勝教君） 17ページをお開き願います。

10款教育費 1項教育総務費 2目事務局費18節に備品購入費、放射線測定購入費とあります、34万7,000円。これは給食センターの食材の放射線を計るという機械を購入するものでございます。

次のページをお開き願います。

中ほどの表です。1目学校管理費小学校費の中の11節需用費、燃料費124万5,000円、これは灯油代です。単価の値上がり分もあるんですが、やはり12月からの寒波によって灯油がかかっております。その下の表、中学校費です。ここも同じく11節需用費、燃料費の65万4,000円、これも灯油代でございます。

次のページをお願いします。

3目、中ほどですが、ふるさと総合センター費需用費の⑥修繕費、これはボイラーの配管のゴム製のジョイントに亀裂が入っているということで、高温の温水が流れるんですが、4カ所修理するもので30万円です。

その下、2目の玉松台スポーツガーデン管理費、ここは緊急雇用事業の組み替えでございます。

次のページをお願いします。教育委員会費は以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 15ページの燃油運搬車等車庫建設事業補助金400万円が減額になっていることについてお聞きしたいと思います。これは村長へお伺いいたします。

この事業費が漁協から返還された理由というのは理事の皆さん4人から意見を聞きました。それによりますと、車庫の間口が狭いことが原因でした、間口を広げることが主張する人と、そのまま使い勝手は悪いけれども、多少不便でもそのまま建設するという方の意見が合意されないと、それが原因で中止になったと言っておりました。そこで、間口を広げなくても3台入れる余地を、面積を変えないで2台にすることも可能かどうか。

そしてもう1点は、600万円という建設費が当初説明されておりましたので、その範囲の中で間口を変えても建設することは可能なことになるのか。この二つについて村長にお伺いしたいと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） まず1点目の、3台車がちゃんと入るのかということでございますけれども、それはちゃんと入ります。うちの方では入るようにちゃんとやったわけです。ただ、使う方が、これはどうしてもまずいということになればこれは別でしょうけれども、大体そのぐらいの間隔は入るということでもあります。

それから、3台のものが2台ということは、2台入れてはとかなどという質問のようでございますけれども、それは漁協が自由に使えばいいことであって、うちの方では400万円の補助金を出して、あと漁協がそれに対応したやり方をやれば私はよいのではないかなど、こう思います。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。7番山舘清剛君。

○7番（山舘清剛君） 同じく15ページの今の漁協の補助金の関係でございますけれども、これはきのう、おととい一般質問で4番議員、2番議員からこのことについて質問がありまして担当課長が説明しておられましたわけで、内容は説明のことで大体私らも理解できたわけですが、しかし、この予算については、12月議会に提案されたときに議会の方でもいろいろこの件についてはもう少し調査した方がいいのではないかとということで、議会の開会中ではございますが、12月12日に議長の方から特別委員会を設置してこの内容について検討をするということで、議員全員の全員協議会を開いております。その内容については12月広報にもあるように、全員が協議の中では説明もなく新規事業補助金を補正予算計上するのは妥当ではないということで結論を得まして、これはやはり考えてもらわなければならないということで、修正動議案を出すことになりました。修正動議案が当日提出されたわけですが、その動議案に反対討論をした議員もありまして、協議会の内容と食い違いました。したがって、これが原案どおり採決することにされたわけでございます。そういう経緯があります。議会でもそういうことでもう少し検討した方がいいのではないかとということでやればスムーズにいったのではないかと思いますけれども、当時の村長の提案理由の中については、この燃油運搬車等の危険車両ということで消防署の方からも2、3年前から指摘を受けている、そういうのが提案理由の中にありました。それに漁協からのそういう指摘がありますので、漁協の方から補助でやって建設に協力願いたいと、そういうことでその後合致しまして、消防署からの指摘もありますので、ぜひこれは漁協に提供して補助金を出してやってもらいたいということで村長が提案しました。ところが今、12月議会、3カ月もたたない



うちに減額補正ということになりましたので、その経緯と内容、それから今後の基金車両ということで村長は強調しておりましたので、その点の指導、危険車両をそのまま野放しにしておく指摘を受けているものに対して、村長は補助をしても、これは格納庫を建ててもらいたいということで提案したものだと思いますので、今後の指導とこの減額した理由、村長の方から答弁願いたいと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） お答えします。

先般、産業振興課長が詳細について説明したとおりであります。我々としては寝耳に水で、漁協の方が今回建てないということ自体が我々ちょっと理解できないわけでありまして。別に役場側からそれをやったわけでありませぬし、漁協側でそういうふうにしたので、我々としては非常に遺憾に思っているところでございます。以上です。

○議長（木村 修君） ほかに。7番山館清剛君。

○7番（山館清剛君） 今の村長の答弁だと、一方的に漁協の方で断ったからうちの方では責任ないんだというような話、答弁ですけれども、やはり蓬田村から補助金を出してまで車庫を設置してやらなければならないという理由の中で、指導力が足りないのではないかと、調査も不足しているのではないかと。単純に漁協でお願いします、はい、そうですか、じゃ補助金つけます、そういう村の財政をもう少し慎重な考えをもって、やはりつけるものには、ぜひ実行してもらわないと。そういうふうな強い姿勢で漁協にもう一度そういう指導する気はありませんか。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） これから十分こういうことのないように指導してまいります。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。2番藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 私は、この補正予算には反対でございます。

今、先ほども山館議員、それから坂本 豊議員からもありましたけれども、必要で何としても長年の懸案であるタンクローリーの車庫が欲しいと、何とかお願いしたいということで異例の補助金をつけてやったわけですけれども、それが今返された。そしてその理由、この前一般質問でも私言いましたけれども、理由は、漁協では今問題化して

きそうなホタテのへい死問題、それからそういうものでお金がかかると。財政的な余裕がなくなったという話でございます。私がほかの人から聞くところによれば、漁協ではまだ非常に内部留保のお金もあって、何でそうなるのかなというふうな話をしている組合員もありました。どの理由が、先ほど山館議員からもありましたけれども、理由がはっきりしないと。これはぜひとも建てるべきだと。消防署に指摘されているというふうなことで、これはぜひとも建ててもらいたいと。一旦役場の方に補助金を返せば簡単に建てられなくなるよということで、私はこの補助金の返還を含めた一般会計の補正には反対します。

○議長（木村 修君） ほかに討論ありませんか。4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 私もこの一般会計の補正予算に反対します。

理由は先ほど少し述べましたけれども、漁協の理事4人の方から話を聞いた結果、車庫の建設には補助金は2月8日に返還しましたが、本当は車庫を建設したいと皆さん述べております。議会に提出された平面図では、重複しますけれども、タンクローリーへの乗り入れが不便なので広くしたいという意見と、そのままでも仕方がないという意見、これが合意がされなかったために中止になってしまったということでもあります。しかしできれば、私が聞いた理事4人は全員建設をしたいという意見でした。

したがいまして、この一般会計補正予算に燃油運搬車等車庫建設事業補助金400万円が減額されておりますので、差し戻すという意味で、そしてまた、できれば漁協には建設をしていただきたいという意味を込めて補正予算に反対します。以上です。

○議長（木村 修君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立1名）

○議長（木村 修君） 起立少数です。よって、議案第8号は否決されました。

---

日程第10 議案第9号 平成23年度蓬田村学校給食センター特別会計補正  
予算（第4号）案

○議長（木村 修君） 日程第10、議案第9号平成23年度蓬田村学校給食センター特別会

計補正予算（第4号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（坂本勝教君） それでは、蓬田村学校給食センター特別会計補正予算の説明をいたします。

歳入歳出予算の総額から2万1,000円を減額し、歳入歳出総額を2,846万円とします。

中身については、職員の給料の調整分でございます。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 討論ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第10号 平成23年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案

○議長（木村 修君） 日程第11、議案第10号平成23年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（越田茂弘君） 平成23年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

歳入歳出3万8,000円を追加して、歳入歳出それぞれ4億7,141万5,000円とします。

7ページをごらんください。

3万8,000円の追加分については給料にかかわるものです。

それから、2款保険給付費の関係ですけれども、一般被保険者分を減額して、退職被保険者分と、8ページの7款1項1目高額療養費共同事業拠出金を増額しております。

事業費の組み替えによります。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 討論ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第11号 平成23年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）案

○議長（木村 修君） 日程第12、議案第11号平成23年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 議案第11号平成23年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成23年度蓬田村の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、予算総額から2万5,000円を減額いたしまして、予算総額を1億1,606万9,000円とするものでございます。

これは、2万5,000円の減額は人件費の減額に伴う減額でございます。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第12号 平成23年度蓬田村介護保険特別会計補正予算  
(第4号)案

○議長(木村 修君) 日程第13、議案第12号平成23年度蓬田村介護保険特別会計補正予算(第4号)案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長(越田茂弘君) 議案第12号平成23年度蓬田村介護保険特別会計補正予算(第4号)についてです。

歳入歳出それぞれ616万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ合計が4億881万9,000円とします。

5ページをお開きください。歳入についてです。

3款2項4目の施設整備費、国庫補助事業で475万2,000円見えておりましたが、これは県の支出金となりますので、5款3項4目に組み替えします。それで、補助金が確定しましたので60万円追加し、535万2,000円となりました。

それからまた戻りまして、2款2項5目事務費交付金275万7,000円、国庫補助金で見えております。これは、現在使われている介護保険のシステムが24年度から対応できなくなりますので、新しいシステムにする補助金であります。その対応額が一番下の275万7,000円を見て、総額で551万4,000円の事業費となっております。

歳出について6ページをごらんください。

この中では、1款1項1目、先ほどと重複しますが、13の委託料がシステム改修のための事業費です。

それから、その一番下、19負担金補助及び交付金の二つ目、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、この60万円見えておりました、先ほど国庫から県費に組み替えしたものに60万円がつきまして おります。これはグループホームにスプリングクーラーを設置するための予算で、県から来たものが施設側にそのままの金額で流れていく分です。

それから、下段の2款1項については、事業費の組み替えにより既存の予算内での組み替えとなっております。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。1番久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 6ページです。

歳出の中身についてちょっとお伺いします。介護保険システムということで、多分リースではなくてソフトそのものを新たにやるわけですけれども、今回も550万円といえどばかなりの高額なシステムというふうに私思うんです。これについて、国から半額、半分なのかな、システム275万7,000円ということで約半分入るんですけれども、この辺については、今補正で間に合うという判断でやっていくものですか。その辺ちょっとご回答願いたいと思います。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（越田茂弘君） 県からの内示が非常におくれまして、正月明けに額が確定したと。それで、現在ACSというところの機械、システムを入れておりまして、県のこの補助金については一律551万4,000円で、例えばその市町村でどこのシステムを入れているかにかかわらず一律に決めた額です。それで、その事業費に対してうちの方で使っているシステム会社と一応見積もりを取り寄せたりなどしているわけですけれども、そのシステム会社によりますとそれほどはかからないと。かからないので、最終的にはこの金額、余った分は県に返すような形になると思います。県で使われているシステム会社も今まで経験がないものですから、金額については今すぐには出せないけれども、減額にはなると。安くはなりますよという程度の情報はいつております。以上です。

○議長（木村 修君） 1番久慈修一君。

○1番（久慈修一君） そういうことであれば、確かに補助をいただいて返すということになるんですけれども、私が疑問に思ったのは、補助金事業で繰り越し事業としてこれから出るとかどうかわかりませんが、非常に多額の金額550万円のソフトというのと、ほかの業者との兼ね合いもあるので、これは何とも言えない部分があるんですが、3月31日までにこれを完成しなければならないという点からいくと、今の3月でこれを補正して支払いするまでにこのシステムが完了するののかという点が一つ疑問があるわけです。というのは、既に準備段階でやっているからとえばそうなんですけれども、返すとなればそれなりに3月31日までで実績を出して返すことになるので、その辺の段取りというのはもう既にできているというふうに解釈してよろしいですか。

- 議長（木村 修君）住民課長。
- 住民課長（越田茂弘君） 一応3月中には間に合わせるように、そういう方向で進んでおります。（「わかりました」の声あり）
- 議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。  
これより、議案第12号を採決いたします。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
（起立6名）
- 議長（木村 修君） 起立多数です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第13号 平成23年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正  
予算（第3号）案

- 議長（木村 修君） 日程第14、議案第13号平成23年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）案を議題といたします。  
これより内容の説明を求めます。住民課長。
- 住民課長（越田茂弘君） 議案第13号平成23年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてです。  
1万3,000円を追加して、歳入歳出それぞれ8,378万3,000円とします。この1万3,000円の増額分については人件費にかかわるものです。以上です。
- 議長（木村 修君） これより質疑を行います。  
（「なし」の声あり）
- 議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これより討論を行います。  
（「なし」の声あり）
- 議長（木村 修君） 討論ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第13号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第14号 平成24年度蓬田村一般会計予算案

日程第16 議案第15号 平成24年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案

日程第17 議案第16号 平成24年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案

日程第18 議案第17号 平成24年度蓬田村老人保健特別会計予算案

日程第19 議案第18号 平成24年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案

日程第20 議案第19号 平成24年度蓬田村介護保険特別会計予算案

日程第21 議案第20号 平成24年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案

日程第22 議案第21号 平成24年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案

○議長(木村 修君) 次に、日程第15、議案第14号平成24年度蓬田村一般会計予算案から、日程第22、議案第21号平成24年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案までの8案を一括議題といたします。

この8案については、議員全員をもって構成する予算特別委員会に付託して審査されましたので、その結果について委員長より報告を求めます。

○予算特別委員会委員長(藤田修一君) 予算特別委員会の審査の結果について報告します。

去る3月1日、平成24年第1回定例会の初日に予算特別委員会に付託された議案第14号から議案第21号までの平成24年度各会計予算8案について、3月1日及び6日の2日間にわたり慎重に審査を行いました。

その結果、平成24年度蓬田村一般会計予算外7案は多数をもって「原案のとおり可決すべきもの」と決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長(木村 修君) これより議案に対する討論を行います。討論ありませんか。



(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第14号平成24年度蓬田村一般会計予算案を採決いたします。

本案についての委員長の報告は「可決」であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(木村 修君) 起立多数です。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号平成24年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案を採決いたします。

本案についての委員長の報告は「可決」であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成24年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案を採決いたします。

本案についての委員長の報告は「可決」であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(木村 修君) 起立多数です。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号平成24年度蓬田村老人保健特別会計予算案を採決いたします。

本案についての委員長の報告は「可決」であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(木村 修君) 起立多数です。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成24年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案を採決いたします。

本案についての委員長の報告は「可決」であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(木村 修君) 起立多数です。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号平成24年度蓬田村介護保険特別会計予算案を採決いたします。

本案についての委員長の報告は「可決」であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(木村 修君) 起立多数です。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号平成24年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案を採決いたします。

本案についての委員長の報告は「可決」であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号平成24年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案を採決いたします。

本案についての委員長の報告は「可決」であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(木村 修君) 起立多数です。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第23 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件

○議長(木村 修君) 日程第23、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件を議題といたします。

次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村 修君) ご異議なしと認めます。よって、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を付託することに決定いたしました。

以上で、今定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

閉会するに当たり、村長よりあいさつを願います。村長。

○村長（古川正隆君） 平成24年度予算は可決されましたが、大震災の復興に多額の予算が見込まれておる今日、我々地方自治体も厳しい時代に入るものと思われます。国の予算の動向を見すえながら、今後さまざまな経済対策が私たち市町村にも出されてくるものと予想いたします。特に我が村に関しては農林水産業が主たる大きな産業であります。各議員には農業、漁業等の振興によりよい案を提案いただきながら今後進めてまいりたいと、このように考えております。今後ともご指導、ご鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（木村 修君） これをもちまして、平成24年第1回蓬田村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時54分 閉会

上記会議の経過は、事務局長川崎清春が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員